

高齢者住宅改修助成事業

福島市では、高齢者の方が快適で安全な在宅生活が送れるよう住宅改修に対し工事費の助成を行っております。当事業を利用できる方が、家の中でよく使う箇所を改修することにより、体の状態が悪くならないようにするための工事となります。

1. 対象者

介護保険における要介護認定で「自立」と認定された方、又は要介護認定を受けていないが、明らかに「自立」相当と認められる方で以下の①から④のすべてに該当する方。

- ①福島市内に住所のある65歳以上である
- ②本人及び世帯全員が市民税非課税である
- ③市税の滞納がない
- ④同じ住所に（共同住宅を除く）介護保険の給付対象者がいない

2. 対象工事

- (1) 手すりの取り付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化のための床材等の変更
- (4) 引き戸等への扉の取り替え
- (5) 和式便器を洋式便器へ取り替える

※工事内容の詳細については、次ページ以降をご確認ください。

3. 助成額

上記対象工事における合計金額の「9/10」。

(ただし千円未満の端数は切り捨てとし、18万円が限度額となります。)

4. 留意事項

○申請について

- ・助成を受けるためには必ず工事前の申請が必要となります。工事後の申請は受け付けることができません。
- ・申請受け付け後、審査を経て決定となります。決定前に工事開始日等を定めることはできません。決定後に工事を開始していただく必要があります。
- ・年度はじめの本事業受け付け開始日については、4月から受け付けることができない場合がありますので、お問い合わせください。

○審査等について

- ・新築や増築、劣化に伴う工事は助成対象になりません。
- ・助成は1住宅につき1回です。
- ・複数年度にまたがった改修工事は助成対象になりません。必ず年度内に工事完了する必要があります。
- ・その他の理由により審査の結果によっては助成できない場合があります。

○助成金の支払いについて

- ・助成金は実績報告の審査が終わった後の請求に基づき口座に振り込みます。
- ※実績報告前に工事費用の全額を改修業者にお支払いいただく必要があります。

○住宅改修について

- ・介護保険における要介護認定を受けている方は、介護保険による住宅改修費の支給を受けられる場合がありますので、担当のケアマネジャーにご相談ください。

5. ご利用の流れ

- (1) 工事内容の検討
↓
- (2) **最寄りの地域包括支援センターへ連絡**
↓ (申請書の作成)
- (3) 申込み 見積書、平面図、写真(日付入り)を提出
↓ (受付・審査)
- (4) 助成金額決定の通知が届く
↓
- (5) 業者さんに連絡して工事を開始
↓ (工事完了・工事代金支払い)
- (6) 地域包括支援センターへ工事完了の連絡
↓ (実績報告書の作成)
- (7) 領収書(写)、写真(日付入り)、通帳の写しを提出
↓ (審査・確認)
- (8) 助成金額の確定の通知と返信用の請求書が届く
↓ (振込み口座の確認)
- (9) 請求書に押印して市に提出
↓
- (10) 市から助成金額の振込み

<問合先>

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市役所 長寿福祉課 長寿支援係

TEL 525-7657 FAX 526-3678

施行される事業所さんへ

以下の（１）から（６）の項目ごとに対象となる工事費用を見積書から抽出のうえ、助成金額を積算いたします。見積書の作成においては、（１）から（６）の項目ごとにまとめてくださいますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、劣化によるリフォーム等や既に着工している（終了している）工事は対象となりませんので、ご注意ください。

工事の名称	工事の内容
（１） 手すりを取り付ける	◎ 手すりを設置する工事 ◎ 手すりを設置するために壁の下地を補強する工事 × 両側に手すりを設置する工事は対象となりません
（２） 段差を解消する	◎ 出入口の段差を解消する工事 ・ 玄関や部屋の出入口にスロープを設置する工事 ・ 敷居を撤去する工事 ・ 床を上げる工事 ◎ 階段の勾配を緩やかにする工事 × 浴槽等の取り替え工事は対象になりません
（３） 床材を変更する	◎ 床やタイルを滑りにくくする工事 ◎ 上記工事に伴う下地や根太を補強する工事 ◎ 階段に滑り止めを行う工事
（４） 開き戸を引き戸へ 取り替える	◎ 開き戸を引き戸、折れ戸等に取り替える工事 ◎ 上記付帯工事 × 取り替えではない扉の新設費用
（５） 和式便器を洋式便器へ 取り替える	◎ 洋式便器の費用 ◎ 洋式便器の設置費用 ◎ 和式便器の撤去費用 ◎ 水洗の和式から洋式に変更する際、配水管の長さや位置を変える工事費用 × 水洗化に伴う工事費用は対象とはなりません × 洋式便座における便座のみの取り替え
（６） その他	◎ 対象工事に係る人的費用、諸経費等

訪問販売で勧誘されるリフォーム工事の苦情が後を絶ちません。

本事業の利用を目的とした飛び込み営業等はお断りしております。